

# 身体拘束禁止に関する指針

## ○身体拘束とは

身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き、原則として禁止されている。

具体例として以下の事例のようにあげられる。

＜具体例＞

- ・徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ・車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字対抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ・脱衣やおむつ外しを制限するために、つなぎ服を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる
- ・自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する

## ○やむを得ず行う場合の留意点

本人や他の児童の安全を守るなど、やむを得ず本人の行動を制限したり抑制したりすることがあるがこれらすべてが直ちに該当するわけではない。やむを得ない理由で身体拘束を行う際には、当該拘束を行うことが以下の三要件に該当しているかを事業所として検討する必要がある。

### ・緊急性（切迫性）

児童本人または他の児童等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで児童本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

### ・非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。判断する場合には身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する。また、高速の方法についても児童の状態像に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

### ・一時性

身体拘束その他行動制限が一時的であること。判断する場合には、児童の状態像に応じて必要とさ

れる最も短い拘束時間を想定する。

これらの三要件を検討したうえで、真に必要と認められる場合のみやむを得ず身体拘束を実施する。検討が不十分な場合は拘束の方法が不適切であり、虐待を疑う可能性もあります。

### ○やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

三要件を検討する際には必ず各校管理者（河東、増川）を含む複数人で行い、検討を行った結果身体拘束を行う場合は児童本人及び家族に対し十分な説明を行う必要がある。その際、個別支援計画にも身体拘束を行う旨を記載する。

- ① 身体拘束期間内に解除できるよう取り組み、また、身体拘束の要件検討を行った際には必ずその内容の詳細を記録し、保管する。
- ② 身体拘束を実施する際にも毎回その状態及び期間、その際の児童の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を詳細に記録し、保管する。
- ③ 検討の際に決定した身体拘束期間に解除できるよう、事業者として取り組みを実施し検証しなければならない。この憲章についても記録を保管しておく。

### ○突発的に起きる場合

児童が突発的な行動をとり、身体を抑制しなければ本人や他児に危険が及ぶ場合には三要件の検討を行っている時間がない。**その際には、まず本人や他児の安全を守るために最善と思われる行動をとる。**

**その後校内で状況や対応について情報共有を行い、支援の方針や対応方法などについて保護者とも相談しながら決定していく。**その際に三要件の検討の必要があれば実施する。校内での共有に遅れが出ると大きな事故につながる。

### ○やむを得ず身体拘束を行う前に…

事業所の責任において取り組んでいますか

事業所の都合で、本人が望まない行為を強いていませんか

本当にその拘束をしないと危険ですか

「こうしてほしい」というサインを見過ごしていませんか

提供している支援の在り方に、改善の余地はありませんか

本人の問題ばかりに気を取られていませんか

「こうしたらどう?」という、同僚の声を聞いていますか

本人があなたの大切な家族であっても、今の支援が最も適切であると思いますか

一度、立ち止まって考えてみましょう。

以上